委員会提出議案第1号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項 及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年6月30日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 田 中 博 晃

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成 18 年橋本市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 略	第2条 略
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 7人 総合政策部の所管に関する事項(教育福祉連携推進室の所管に属する事項を除く。) 総務部の所管に関する事項 市民生活部の所管に関する事項 危機管理室の所管に関する事項 出納室の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 へ平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2) 略 (3) 文教厚生委員会 7人 総合政策部の所管に関する事項 健康福祉部の所管に関する事項 健康福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 指礼事務所の所管に関する事項 有委員会の所管に関する事項 市民病院の所管に関する事項	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 7人 総合政策部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 市民生活部の所管に関する事項 危機管理室の所管に関する事項 出納室の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2) 略 (3) 文教厚生委員会 7人 健康福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 市民病院の所管に関する事項
17/L 🖂 I	

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の橋本市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の 規定による常任委員会の委員、委員長又は副委員長(以下「委員等」という。)は、施行日以後は、それぞれ、改正後の橋本 市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による常任委員会の委員等に選任され、又は互選されたものとみなす。 この場合において、委員等の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧条例の規定による常任委員会の委員の残 任期間とする。